

2020年11月27日

日本共産党 福島 宏子

1 羽田空港都心低空飛行の運用中止について

品川区では11月9日、都心低空飛行ルートの変更を問う住民投票条例制定に向けた直接請求署名23,098人分が「区民投票を成功させる会」から品川区へ提出されました。署名には、生年月日や押印まで必要というハードルの高さだったにもかかわらず、わずか1か月間で直接請求に必要な有権者数6,800人の3倍以上を集めきりました。

港区では9月10日～10月10日までの期間、5か所で独自に騒音測定をしました。驚いたことに高陵中学校では9月28日に最大80.4dB(デシベル)を記録しました。この音は、走行中の電車内、救急車のサイレン、パチンコ店内に匹敵し、一般的に80dB(デシベル)を超える騒音では0.3m以内でしかも大声でないと会話が成立しないことが分かっています。人体への影響も計り知れません。騒音は心臓のリズムを早くし、動脈圧を高めるとともに、聴覚障害や睡眠障害の因子になりえます。

東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」では日常生活等に適用する騒音の規制基準として、第一種文教地区では最大45dB(デシベル)商業地域でも最大で70dB(デシベル)と定められています。

区民からは健康被害の訴えも相次いでいます。寄せられた声は「気が変になりそう」「精神的に参る」「夕食がおいしくない」「ストレスを強く感じる」「ノイローゼになりそう」「地獄です」など深刻です。

港区上空を着陸態勢に入った飛行機が高度を下げるためにキーンという金属音とともに超低空を飛んでいること自体、区民にとっては命にかかわる大問題です。

共産党議員団の主張は初めから一貫して「区民の安心・安全・命を守るために飛行機を飛ばすな」の一点です。

しかしながら残念なことに強引な運用が続いている中、危機管理計画を策定する必要があります。「何かあったときに港区は何をしてくれるのか？」が区民にとっての一番の関心事です。

①港区長として、港区基本計画の策定にあたっての中で述べているように「安全で安心して暮らすことができるまちづくり」を目指すというなら、羽田空港都心低空飛行を直ちに中止するよう国に声をあげること。

②区民の不安にこたえるべく航空事故災害を想定した「危機管理計画」を策定すること。

【区長答弁】

①区は、これまでも、国に対して、騒音対策や安全対策、地方空港の更なる活用等による飛行ルート分散化、今後の航空技術等の進展に伴う飛行経路の様々な運用などの検討を要請してまいりました。

区は、引き続き、区民の騒音や落下物に対する不安の声や、今年度2回目の区独自の騒音測定の結果を国に示し、更なる騒音対策や安全対策、飛行経路の様々な運用などを検討するよう、強く求めてまいります。

②区は、羽田空港の新飛行経路運用に伴い、本年8月に港区危機管理基本マニュアルを改正し、新たに落下物発生時における情報連絡体制を明記いたしました。

また、区民の日常生活への影響や区有施設への被害等が及ぶ危機が発生した場合には、私を本部長とする「災害対策本部」や「危機管理対策本部」を設置することを本マニュアルに明記するなど、速やかに全庁的かつ横断的な体制を構築し、対応に当たることができるよう備えております。

事故発生時に備え、危機管理に万全を期してまいります。

2 災害時避難行動要支援者への支援について

港区では災害対策基本法に基づき、災害が発生したときに自力で避難することが困難な方で、特に支援が必要な方を対象に「港区災害時避難行動要支援者登録名簿」を作成し、現在3,416名が登録されています。このうち障害者が773名含まれます。登録の対象は要介護3～5、障害者手帳1.2級、愛の手帳1.2度を持っている方など、比較的重度の方に限られています。区内の75歳以上の総数は22,648人ですので、この名簿に登録されている方は約1割です。

登録者に対して、介護事業所等が主体に個別支援計画を作成し、災害発生時の支援体制の整備に取り組むことになっています。

個別支援計画に基づき、災害時に要支援者が安心して避難できることが目的ですから、誰がどのような支援を行うのか明確にしておく必要があります。警察署・消防署・消防団・民生委員・町会自治会の連携でそれぞれの役割を果たしていくためにも港区が中心になり責務を果たすことが求められます。

また、この事業の対象にならない高齢の方は、いざというときに自分はどうしたら良いのかと不安を抱えています。家族がいたとしても、日中家にいるとは限りません。今後さらに社会が高齢化していく中で災害時の避難支援は地域コミュニティ任せにできません。災害時の不安を取り除くためにも区民の顔が見える区政運営が求められます。

①個別支援計画に基づく支援体制を区として掌握し、連携をとれるよう各部署との事前の協議を行い、準備を強めること。

②この事業の対象外の高齢者の不安解消のためにも、支援を希望する方への対

策に早急に取り組むこと。

【区長答弁】

①区では、平時から要支援者情報の提供に同意を得られた方の名簿を警察署、消防署、民生委員・児童委員、高齢者相談センター等の支援関係者に提供し、避難行動要支援者の情報を共有するとともに、一人ひとりの状況を踏まえた個別支援計画の作成を進め、支援体制の構築に取り組んでいます。

また、高齢者相談センター及び介護事業者との間では、毎年、訓練用の名簿を使用し、情報伝達訓練や安否の確認・報告の訓練を実施しています。

今後も、支援に関わる関係機関との連携をさらに深め、訓練を充実するなど、災害時の円滑な避難支援体制を強化してまいります。

②港区災害時避難行動要支援者登録事業では、実施要綱の中で基本的な登録対象者を規定しておりますが、対象とならない高齢者から希望があった場合においても、本人の介護度や世帯の状況などを考慮の上、災害時避難行動要支援者として名簿に登録しております。

今後も、高齢者等が災害時に安全に避難できるよう、制度の周知と支援の充実に努めてまいります。

3 高齢者の住宅確保について

港区の都営住宅の参考倍率は、2人以上世帯では芝5丁目が1.34倍、港南4丁目が2.5倍、単身者では南麻布4丁目が82.5倍、芝5丁目が79.8倍と高い倍率になっています。

「公営住宅に何年も申し込んでいるが当たらない」「立ち退きのために民間アパートに転居し、都営住宅に応募しているが当たらない。転居先も取り壊しのため2度目の転居をしなければならない」等、住宅に困窮する方が多くいます。

民間住宅は高齢者にはなかなか貸してくれない、こうした実態を受けて港区でも2019年から65歳以上の方を対象に「高齢者民間賃貸住宅入居支援事業」を始めました。昨年1年間の申請件数は120件ですが、契約に至った件数はわずか8件です。この結果を見ても高齢者の住宅問題は深刻です。根本問題を解決するには公営住宅の数を増やすことです。

①区として区営住宅・高齢者住宅の建設を行うこと

②東京都に対し都営住宅を増やすよう申し入れること

③私たちは独自に区内の都営住宅の空室調査をしました。

北青山1丁目団地で735戸（一部都民含む）中138戸、南青山1丁目は307戸中57戸、港南4丁目第3アパート799戸に対して84戸、高輪1丁目は453戸のうち118戸の空室がありました。4団地の合計住宅戸数4,443戸に対し空室は679戸とかなりの数です。

東京都に対し、これだけ多い都営住宅の空き室に対して速やかに募集をするよう要求すること。

【区長答弁】

①区では、シティハイツ六本木の建替えに際して5戸、芝浦で3戸、車町で17戸、計25戸の区営住宅を増やしております。

また、既存の区営住宅につきましては、収入超過者に住替えを促すなど、公平・適正な運営を図っております。

今後も、高齢者集合住宅も含め、適正な管理・運用を図り、既存ストックを有効活用することで、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、努めてまいります。

②東京都は、「東京都住宅マスタープラン」において、都営住宅の管理戸数を抑制することとしておりますが、区は、都営住宅の建替えの際に、従前戸数を維持するよう、要望してまいりました。

あわせて、住宅に困窮する区民のために、都営住宅の港区への地元割当て戸数を増加するよう、今後も引き続き、要望してまいります。

③都営住宅の空き室には、新たに募集するために、退去後の原状回復工事を施しているものや、建替え時の仮移転先などに使用する目的で確保している住戸もあると聞いております。

区は、都営住宅の利用可能な空き室については、迅速な募集を実施するよう東京都へ要請してまいります。

4 介護報酬特例措置による利用者負担の撤回について

国は新型コロナ対策として「通所・短期入所サービス事業所への特例措置」を打ち出し、6月1日から、利用者の同意を条件に提供したサービス時間より2区分高い介護報酬を月4回まで算定できるとしています。利用者は使ってもいないサービスへの負担を強いられており、現場ではとまどいながら利用者と同

意を求め算定している実態です。

港区で特例措置を算定している事業所はデイサービス28事業所中、19事業所、ショートステイ12事業所中、10事業所で利用者の同意は約9割とのことです。事業所からは「同意をとることが大きな負担になる。」「全利用者の同意が取れないと算定できない。」などの声が寄せられています。

この問題では日本弁護士連合会が11月9日に会長声明を発表し、利用者負担の撤回を求めました。声明では「特例措置の適用条件として利用者に負担を求めることは不適切」「福祉サービス提供に関する公的責任のさらなる後退につながりかねない」と指摘しています。

品川区は利用者の自己負担額が増えることから事業者が慎重になり、利用が進まないとして、自己負担分を区が支援することを決めました。

区長は第3回定例会の質問で、「制度の運用は全国一律であり、国に改善は求めない。この制度の趣旨を利用者に丁寧に説明するよう引き続き指導していく。」と答弁しました。保険者としての責任のないひどい答弁です。

①使ってもいない介護サービスの上乗せ分を利用者に押しつけるべきではありません。介護事業所の減収分は国が負担するよう申し入れること

②「特例措置」の算定をやめさせ、通所・短期入所サービス利用者が支払った自己負担分については区が補助すること。

【区長答弁】

①この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大による介護事業所の減収対策として、利用者からの同意が得られた場合に介護報酬の上乗せが認められるものです。

全国一律の制度として運用される中で、介護事業所からは、利用者負担額を求めることや同意を取ることに躊躇しているとの意見がありました。

このことを踏まえ区は、現在、適正な負担の在り方について、特別区で国に申し入れをすることを検討しております。

②この制度は国の制度であり、上乗せ分を区が補助することは適当でないと考えておりますが、現在、適正な負担の在り方について、特別区で国に申し入れをすることを検討しております。

5 異常気象から生命（いのち）と地球環境を守ることについて

地球規模の気候変動をめぐって、もはや問題の先送りは許されない非常事態～文字通りの「気候危機」に人類は直面しています。

気候変動の原因となる地球温暖化は人為的な二酸化炭素排出が主要因とされています。環境省では自治体が 2050 年までに二酸化炭素実質排出ゼロ（ゼロカーボン）を目指すことを呼びかけ、首相は 10 月 26 日の臨時国会の所信表明で「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと、グリーン化を進めること」を宣言しました。

東京都は昨年 5 月に「ゼロエミッション宣言」を、発表しました。全国においては「気候非常事態宣言」を発表または決議した自治体は 42、ゼロカーボンシティは 153 に上ります。港区は、都内において昼間人口が最も多く、二酸化炭素排出量が最も多い自治体です。

①港区として「気候非常事態宣言」を発信し、区内外に港区の姿勢を示すこと。

JFA（日本サッカー協会）は、芝生の校庭や広場が 21 世紀のスポーツや豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすと考え、Jリーグとともに校庭や公共のグラウンドの芝生化を推進しています。芝生のグラウンドにはヒートアイランド現象やほこりの緩和のみならず、転んでもケガをしにくく、適度の湿度で風邪を予防するなど数々の効果が挙げられています。体力不足、運動不足が指摘される現代の子どもたちに外遊びやスポーツを促しコミュニケーションの輪を広くむ場ともなります。「JFA グリーンプロジェクト」では手軽に芝生化できるポット苗の提供や芝生の育成管理のノウハウを提供するなどの活動の中で、これまで維持管理が難しく費用もかかると思われていた校庭の芝生化も驚くほどのスピードで広がりつつあります。

一方、人工芝の素材はプラスチックです。踏みつけられて削られ雨に流され川や海を汚染します。使い捨てプラスチックと同じです。港区は使い捨てプラスチック削減のために様々な取り組みをしています。「海洋プラスチックについて考えてみよう」のパンフレットでは、世界の海洋プラスチックの量は 1 億 5000 万トン、毎年 800 万トン以上が新たに海に流れだすと推測されています。海洋プラスチックは観光や漁業などの産業にも大きな損失を与えて、かけがえのない海の自然にも大きな影響を与えます。毎年海鳥 100 万羽、クジラやアザラシなどの海洋哺乳類 10 万匹、ウミガメや多くの種類の魚が海洋プラスチックのために死んでいます。海の生物だけでなく食物連鎖でつながっている人間への影響も心配されています。これでもなお人工芝を推奨するのでしょうか？

②区立小学校の校庭は天然芝による緑化を進めること。

【区長答弁】

①集中豪雨や猛暑等の異常気象は、地球温暖化と密接な関係があると考えられています。

区はこれまで、地球温暖化の原因とされるCO₂の排出削減に向け、再生可能エネルギーの導入等を実施してまいりました。

区は、「気候非常事態宣言」は行っておりませんが、現在策定中の次期港区環境基本計画では基本目標の一つとして、2050年に温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる脱炭素社会の実現を掲げました。

今後も徹底したCO₂削減に努め、引き続き気候変動の緩和に取り組んでまいります。

【教育長答弁】

②天然芝は日照時間の確保や養生期間が必要であり、年間を通して校庭の使用ができないことから、校庭改修に際しては、維持管理面を考慮して人工芝を順次整備しております。これまで、小学校18校のうち、12校の校庭を人工芝に整備しております。

また、人工芝の破片の流出を抑制するため、各学校では、校庭と排水柵の清掃を行い、可能な限り、破片を回収しております。

今後も、破片の回収に努めるとともに、破片の流出抑制に関する技術開発の動向等に注視してまいります。

《再質問1》

異常気象から生命と地球環境を守ることにについて

《質問要旨》

次期港区環境基本計画では、2030年度までに二酸化炭素排出量を259万トンまで減らすとされていた。これは、2013年度比40%減という目標とのことだが、その方法が不透明である。

気候非常事態宣言を行い、港区の覚悟を内外に知らせるべき。

《区長答弁要旨》

次期港区環境基本計画では、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現という大きな目標を掲げている。

この計画が本計画となった際には、実現のためには、区だけでなく、区民や事業所など多くの方の御理解、御協力をいただく必要がある。目標の周知や実現に向け努力していく。

《再質問2》

介護報酬の利用者負担額の上乗せ分を区が補助することについて

《質問要旨》

要介護3で1割負担の方の上乗せ分は、1回の利用につき平均約109円で、週1回・月4回利用したとすると436円になる。

これは、消費の落ち込みを招き、経済を悪化させる負の連鎖につながる。区としてできることは、既に上乗せ分を支払った方に対し、その分を負担することではないか。

《区長答弁要旨》

現在、特別区で、国に申し入れを検討している。

《再質問3》

区立小学校校庭の天然芝による緑化について

《質問要旨》

新しくできる芝浜小学校や赤羽小学校、御田小学校において、トラックの部分を除いても、校庭を人工芝ではなく天然芝化し、緑化を進めること。

《教育長答弁要旨》

トラック部分以外の天然芝化については、現在、各学校の状況等にに応じて、校庭の、例えば端の部分や屋上などで一部実施している。

今後も使用に影響のないことを確認しながら、整備の方法等について検討し、天然芝にできるところについては天然芝にしていくよう進めていく。